

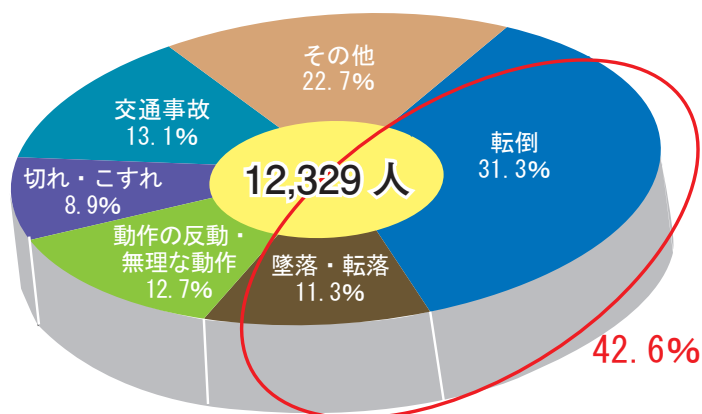
～小売業の皆さまへ～

安全な店舗づくりの進め方 4 S 活動で転倒・転落災害を防ぎましょう

平成 22 年に小売業で労働災害に被災した死傷者（休業 4 日以上）は 12,329 人に上ります。これは、全労働災害の 10.6%に当たり、小売業は災害が起こりやすい業種といえます。

小売業の死傷事故を事故の型別にみると、転倒、交通事故、動作の反動・無理な動作、墜落・転落、切れ・こすれの順で多くなっています。

このリーフレットでは、その中でも 42.6%を占める転倒・転落災害を重点的に取り上げ、当該災害防止対策として特に役に立つと考えられる 4 S 活動についてご紹介します。



※「動作の反動・無理な動作」とは、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因して、すじをちがえる、くじく、ぎっくり腰およびこれに類似した状態になる場合をいう

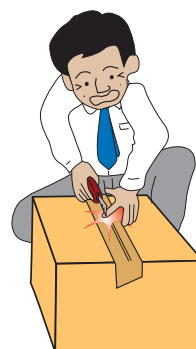


図 小売業における事故の型別労働災害発生状況
(休業 4 日以上、平成 22 年)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



「労働者の安全と衛生の確保」について詳しくは、以下の web ページを参照、または最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei.html>

1 転倒・転落災害および荷による災害を防ぎましょう

(1) 転倒・転落災害の防止

小売業における休業4日以上死傷者数のうち約3割が転倒災害です。また、高所からの転落災害も多数発生しています。この転倒・転落災害を防ぐポイントは次のとおりです。

転倒、転落災害防止のポイント

- 床面、通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とする。
- 床の水たまりや氷は放置せず、その都度除去する。
- 履物は、滑りにくく、安定したものを着用する。
- 階段には、滑り止めや手すりを設ける。
- 通路、階段、出入口に物を放置しない。
- 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底する。
- 踏台、はしご、脚立は、安定した場所で、正しい使用方法で用いる。
- 倉庫などの高所の床の端には、周囲に手すりや柵を設ける。

(2) 荷による災害の防止

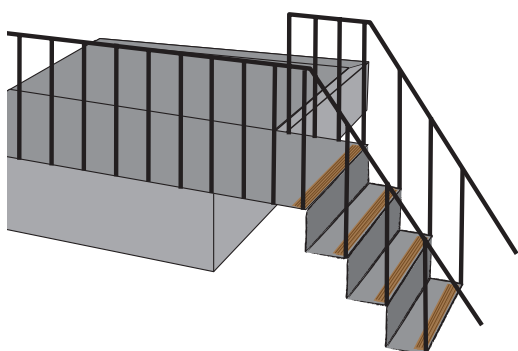
荷の取扱いなどによる災害も多発しています。その災害防止のポイントは次のとおりです。

荷による災害のポイント

- 倉庫内では必ず通路を確保する。
- 重い物や大きい物は下に積み、荷崩れや荷が落下しないように積む。
- 棚に商品を置くときは、幅木などを設けることにより、振動や衝撃で落ちないようにする。
- いつも使うものは、取りやすい場所に置く。

台車の安全な使い方のポイント

- 台車は決められた場所に置く。
- 積む荷の形や大きさに応じた台車を使う。台車は押して使う。
- 荷崩れしないよう積む。前が見えない高さまで積まない。最後に降ろす物から先に積む。
- 他の作業員やお客様などに衝突しないようにする。このため、バックヤードには台車の通行範囲が作業区域と交わらないように白線で区画する。
- 曲がり角ではいったん停止し、左右の安全を確認する。



災害防止に効果のある日常活動【4 S活動】

「転倒・転落災害及び荷による災害の防止」に効果のある日常の活動として、4 S活動があります。4 S（整理・整頓・清掃・清潔）の意味と進め方は次のとおりです。

整理・・・必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること	
進め方	① 不要な物の廃棄基準の判断がつかないときに要不要を判断する責任者を決める。 ② 4 Sゾーン（区域）ごとに、所属従業員全員が掃除し、不要な物を廃棄する（定期的に行う）。 ③ 店長が定期的に巡回して整理の状況をチェックする。 ④ チェック結果により改善し、必要に応じ廃棄基準を見直す。
整頓・・・必要なときに必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で位置させること	
進め方	① 現状を把握する（品目、置き場所、置き方、使用時の移動距離）。 ② 置き場所、置く物の種類、必要数量を決定する（種類・量とも絞り込み、移動距離を短くすること）。 ③ 置き場所ごとの管理担当者を決める。 ④ 取り出しやすく、しまいやすい置き方を決める。 ⑤ 以上のルールに従って整頓する。 ⑥ 定期的にチェックし、必要に応じ改善する。
清掃・・・身の回りをきれいにし、衣服や作業場のゴミや汚れを取り除くこと	
清潔・・・整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持すること	

- 4 Sができていない店舗では、次のようなトラブルが起こります。
- ・バックヤードに物があふれ、事務所、休憩室の空間が狭められる。
 - ・本来必要な物を置くスペースが確保できない。
 - ・不必要な物まで管理しなければならない。
 - ・必要な物を探すのに時間がかかり、仕事が中断する。
 - ・必要な物が必要な量あるかどうか分からない。
 - ・置くべきでない場所に物が置かれていて、物を運搬するとき手間取ったり、つまずいたりする。また、接触事故が起こりやすくなる。

○ 4 Sを習慣化すると安全だけでなく、次のような効果も得られます。

① 商品管理の向上

必要な物と不必要な物が分別され、常にチェックできて商品の管理がしやすくなります。

② 売り上げの向上

必要な物がすぐに取り出せるので、お客様を待たせることがなくなり、また、置き場所の工夫により、商品を見やすく、数多く陳列できるようになります。

③ 効率、サービス、快適さ、品質の向上

整理・整頓・清掃・清潔を繰り返し、衛生面を確保し、快適な環境を実現・維持することによって、お客様に良いイメージを与え、従業員も気持ちよく働くことができますようになります。

【店舗での取組好事例】

事例① 以前は、バックヤードの倉庫でない場所に荷物が置かれていることが多かった。安全パトロールの際に写真を撮って安全衛生委員会や従業員研修で問題点を指摘することで整理・整頓の意識が高まり、改善され定着した。

事例② 4 Sの実践で活用できるスペースが広がった。保存していた書類の80%が不要だった。物の紛失がなくなり、探す時間も減った。

事例③ 倉庫の在庫が減ったため、商品が取り出しやすくなり、作業効率がアップした。1人当たりの発注品出しに要する時間が1週間平均で約90分短縮した。

〔事例③の実施手順〕

- a 店長が強い理念と意思を持ち、4 Sと在庫の削減を併行して行う指示を出し、4 Sの必要性、方法を管理者のミーティングで話し合った。
- b 管理者と従業員が話し合い、従業員アンケートにより職場の問題点を洗い出した。
- c 管理者が問題点を集約し、4 Sと在庫削減の実施案を作成。従業員にフィードバックし、意見を求めた。
- d 全員で役割分担し実行した。
- e 効果を上げた方法のルール化を目指した。
- f 対象範囲を、事務所から、売り場、倉庫へと広げていった。

このような安全活動の展開による成果は、店長が理念を持ち、手順を踏んで行うことによって、必然的に生まれたものといえます。



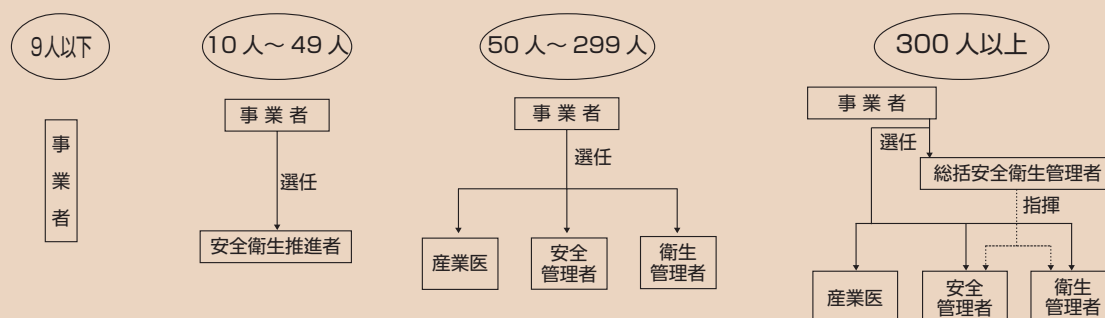
2 安全と健康を推進する体制を作りましょう

店長は、自らの職務として、お客様だけでなく、従業員の安全と健康の確保に取り組むことが必要です。このために、労働安全衛生法に沿って、職場の安全衛生の取り組みを推進する体制を確立することが重要であり、そのポイントは次のとおりです。

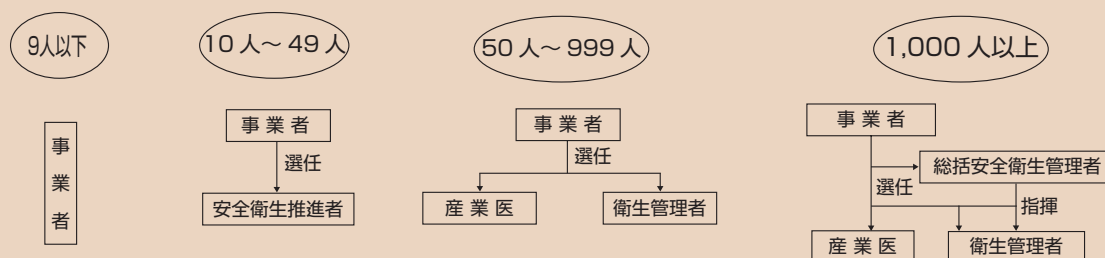
安全衛生管理体制構築のポイント

- 店長は、従業員の安全と健康を確保することが職制本来の仕事であるという認識およびその実現に向けた方針を持つ。
- 管理者、責任者は、安全と健康の取り組みに関する責任と役割を理解する。
店舗での組織的な取り組みのためには、労働安全衛生だけを別に分けて進めるのではなく、防災・食品衛生の担当者が任命されていたら、連携して取り組むようにする。
- 安全衛生推進者、衛生推進者などの安全衛生管理体制については、事業場の業種と従業員（正社員、パート、アルバイトといった雇用形態にかかわらず、常態として働いている人）の数により、次の図に示す安全衛生管理体制を整備することが必要です。

①各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業



②その他小売業



- 従業員の数が常時 50 人以上の場合は、衛生委員会（上の図の①の業種であって、従業員の数が常時 100 人以上の場合は衛生委員会に替えて、安全衛生委員会）を設け、毎月 1 回以上開催することとされています。安全衛生委員会、衛生委員会を設ける必要がない事業者（従業員数 50 人未満）であっても、「安全又は衛生に関する事項について意見を聴く場」を設けて、従業員などの意見を聞かなければなりません。

店舗での安全衛生チェックリスト（場所別）

1 倉庫

- ① 倉庫内に通路を確保していますか。 ☐はい ☐いいえ
- ② 落下の可能性のある積み方になっていませんか。 ☐はい ☐いいえ
- ③ 重量物は下段に置くなどの原則を定め、守らせていますか。 ☐はい ☐いいえ
- ④ 不要な什器など廃棄すべきものを置いていませんか。 ☐はい ☐いいえ
- ⑤ 棚と棚を結束するなどの転倒防止対策を講じていますか。 ☐はい ☐いいえ
- ⑥ 出入り口付近に通行を妨げる物の設置・放置を禁止する旨をペイントなどで表示し、守らせていますか。 ☐はい ☐いいえ
- ⑦ 床にゴミ、水のこぼれ、凹凸などありませんか。 ☐はい ☐いいえ
- ⑧ 商品などを床にじか置きしていませんか。 ☐はい ☐いいえ
- ⑨ 照明器具の清掃を定期的に行っていますか。 ☐はい ☐いいえ

2 通路・床・壁

- ① 不要な掲示が残っていませんか。 ☐はい ☐いいえ
- ② 壁に金属などの出っ張りはありませんか。 ☐はい ☐いいえ
- ③ 物を放置していませんか。 ☐はい ☐いいえ
- ④ 出入り口付近、曲がり角、エレベーター前、消防関係設備などに、ごく一時的であっても物を置くことを禁止する旨をペイントなどで表示し、守らせていますか。 ☐はい ☐いいえ
- ⑤ 床上でコード類がむき出しになっていませんか。 ☐はい ☐いいえ
- ⑥ 水のこぼれなどを取り除く方法を決め、守らせていますか。 ☐はい ☐いいえ
- ⑦ 照明器具の清掃を定期的に行っていますか。 ☐はい ☐いいえ

3 階段

- ① 階段、踊り場に物を放置していませんか。 ☐はい ☐いいえ
- ② 滑り止め、手すりを設置していますか。 ☐はい ☐いいえ
- ③ 階段のすべり止めが、はがれたり、浮いたりしていませんか。 ☐はい ☐いいえ
- ④ 照明器具の清掃を定期的に行っていますか。 ☐はい ☐いいえ

4 荷さばき場

- ① 物や台車の置き場をペイントなどにより明示し、守らせていますか。 . . . ☐はい ☐いいえ
- ② 台車がスムーズに通れる通路をペイントなどで表示し、確保していますか。
. ☐はい ☐いいえ
- ③ 照明器具の清掃を定期的に行っていますか。 ☐はい ☐いいえ

5 厨房

- ① フライヤーなどの排気ダクトに、油カスなどが付いていませんか。 ☐はい ☐いいえ
- ② スライサーの刃物にカバーを付けていますか。 ☐はい ☐いいえ
- ③ スライサー、チョッパーなどの作業、清掃、点検の手順を決め、守らせていますか。 ☐はい ☐いいえ
- ④ スライサー、チョッパーなどで手をけがしないように、押し機などの補助具を使いやすい状態で備えていますか。 ☐はい ☐いいえ
- ⑤ ガス機器にガス漏れ検知器を備え付けていますか。 ☐はい ☐いいえ
- ⑥ 機械の清掃、点検修理は、機械を停止してから行っていますか。 ☐はい ☐いいえ
- ⑦ 掃除用具は収納場所がありますか。 ☐はい ☐いいえ
- ⑧ 排水溝を清潔な状態に保っていますか。 ☐はい ☐いいえ
- ⑨ コード、ガスホースに破損がないかを定期的に点検していますか。 ☐はい ☐いいえ
- ⑩ 閉店後の器具栓の閉止をチェックする規則を定め、実行していますか。 . . . ☐はい ☐いいえ
- ⑪ 包丁は洗浄方法や収納場所を定め、放置していませんか。 ☐はい ☐いいえ
- ⑫ 消毒液、洗剤などが入った容器は、名称、使用目的を明示していますか。 . . ☐はい ☐いいえ
- ⑬ 作業に必要なのない物を置いていませんか。 ☐はい ☐いいえ

6 休憩室・社員食堂・トイレ・ロッカー

- ① 休憩室の一部を倉庫代わりに使っていませんか。 ☐はい ☐いいえ
- ② くつろげる空間になっていますか。 ☐はい ☐いいえ
- ③ ロッカーの上に物（特に重量物）を置いていませんか。 ☐はい ☐いいえ
- ④ 換気を適切に行っていますか。 ☐はい ☐いいえ
- ⑤ 喫煙について場所、時間、吸殻の処理方法などを定め、守らせていますか。
. ☐はい ☐いいえ

労働災害事例

事故の型	年齢	性別	概 要
転 倒	23	男	店内倉庫にて、脚立の上で作業中、脚立を固定せずに使用したため脚立が転倒し、顔面を床に強く打った。
転 倒	58	女	売り場に納品された加工食品（約10kg）を運ぶため、持ち上げた際、バランスを崩し転倒し、膝を強打した。
転 倒	37	男	バックヤードからレジ接客に向かう途中、慌てて誤って平台車に足を乗せてしまい、転倒し、右足を負傷した。
転 倒	54	男	総菜加工室前の通路にて商品を運搬作業中、床が滑り転倒した際、後頭部及び腰を打ちつけ負傷した。
転 倒	56	女	商品陳列中に、誤ってダンボールに足を滑らせ、転倒し、左足を負傷した。
動作の反動・無理な動作	52	女	コンビニの冷蔵庫内の狭い通路で、500mlペットボトル24本入りの段ボール箱を整理中、右から左へ移動させたはずみに、腰をひねってしまった。
墜落・転落	18	男	商品を運ぶ作業をしていたところ、足を滑らせて階段を転落し、左肘を負傷した。
切れ・こすれ	61	女	店内精肉作業場にて包丁を使い、鶏肉を切る作業をしていたところ、食材が滑り包丁で左手の先端を切ってしまった。
飛来・落下	28	女	閉店作業をしていた際、レジ付近に高く積み上げていたカゴが倒れて左足に落下し、左親指を負傷した。

参考文献

● 中央労働災害防止協会編・発行 「こうしてつくる！小売業の安全・健康職場」（平成22年）

● 安全な店舗づくりの進め方 関連ホームページ ●

厚生労働省「安全衛生関係リーフレット等一覧」のページ

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html>

(H23.08)